



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六年 六 月二十五日

東北厚生局長

鯨井 佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おぐみ歯科こども歯科	会津若松市インター西七三一	令和六年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六 年 六 月 二十五日

東北厚生局長

鯨井 佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まほろし薬局	いわき市常磐西郷町字岩崎一六一五	令和六年七月一日
なないろ薬局	岩瀬郡鏡石町中町四二九番	令和六年七月一日